県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領の運用について

大分県農林水産部森林整備室

大分県が発注する県営林素材生産事業に係る入札に参加を希望される方は、次のとおり申請手続きを行ってください。

1. 対象事業の内容

県営林における素材生産及びこれらに付帯する事業とします。 (選木調査・伐倒・集材・造材・作業路開設・搬出 など)

2. 入札参加資格要件

県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領第3条の要件を満たしていること。

3. 申請手続きについて

(1)受付場所及び受付期間

受付場所は大分県農林水産部森林整備室及び最寄の振興局農山(漁)村振興部森林管理班です。

受付期間は、下表のとおりです。

受付場所			受付期間
本庁	大分県農林水産部森林整備室		
振興局	東部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	2月15日~2月末日
	中部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	
	南部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	
	豊肥振興局	農山漁村振興部 森林管理班	
	西部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	
	北部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	

受付時間は、午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とし、正午から午後1時の間は除きます。

申請書は、書類の内容を熟知し説明できる方が持参のうえ、提出してください。(郵送は受付けません。)

(2)提出書類一覧

区分	提出書類	原本/コピー	備考
1	○県営林素材生産事業入札参加資格審査申請書(様式第1号)	原本	
2	○登記事項証明書	原本	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。
3	○県税の納税証明書 ※県税事務所長が発行した県税の滞納がないこと又は 納税義務がないことの証明書	原本	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。
4	○消費税及び地方消費税の納税証明書 ※納税地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消 費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書	原本	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。
(5)	○決算書 ※貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を 明らかにした書類	コピー可	申請日現在で確定申告を終えた直前の 会計年度のもの
6	○素材生産事業実績及び林業機械の保有状況(様式第2号)	コピー可	直近2年間のもの(1件以上)
7	○素材生産事業実績を証する契約書(写し)	コヒ゜ー可	直近2年間のもの(1件以上)
8	○林業労働者名簿(様式第3号)	コピー可	
9	○社会保険等加入状況 ・林業労働者について、以下の全ての制度の加入状況を確認できるもの ア 労災保険 イ 退職金制度 ウ 雇用保険 エ 健康保険・年金制度 ・雇用関係が証明できるもの。※	⊐ と °─ न	提出書類の例 ア 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 一般拠出金申告書 イ 林業(中小企業)退職金共済加入通知書 9 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 エ 標準報酬決定一覧表 ※労働契約書・賃金台帳等
00	○業務上の資格証明等 (1)技術職員の場合 ア 林業技士 イ 研修修了者※ : 研修修了者名簿登録証 ・林業作業士 ・現場管理責任者 ・統括現場管理責任者 ウ 学歴 : 卒業証明書 :実務経験証明書(様式第4号) エ 実務経験 エ 実務経験 ・ 実務経験証明書(様式第4号) ・ 実務経験証明書(様式第4号) ・ 実務経験証明書(様式第4号) ・ 実務経験証明書(様式第4号) ・ 大等の業務に係る特別教育修了証 :集材に係る特別教育修了証 : ・林業架線作業主任者免許証	コピー可 コピー可 原本 原本 コピー コピー コピー	※研修修了者とは、林業労 働力確保支援センターが行 う研修を修了し、農林水産 省の研修修了者名簿に登録 (有効期間:5年間)された方です。
(1)	○誓約書(別記様式1)	原本	
12	○資格審査結果通知書の返送用封筒 定形封筒(長3号)に25グラムの重量の郵便物が郵送できる切手を貼ったもの。	_	

(3)提出書類作成上の注意

- ・「所在地」、「商号又は名称」、「代表者(職)氏名」、「電話番号」、「FAX番号」をもれなく記入してください。
- ・「添付書類」は、該当する項目の部数を記入してください。
- ・様式中の注釈を参照して記載してください。

(4)提出する書類の確認

申請書提出の際は、前記(2)の提出書類一覧を確認のうえ提出してください。

(5) その他

申請書の記入事項が未記入又は記入事項に著しく不整合であるもの及び添付すべき書類が不備、あるいは未添付のため審査できない場合は、資格登録がなされないこともありますので、記入及び書類の添付に当たっては、提出前に再度点検し、適正な書類の提出を行って下さい。

4. 資格登録について

入札参加資格審査の結果は、「入札参加資格審査結果通知書」により通知します。「入札参加資格審査結果通知書」の再発行はしませんので、登録有効期間中、保管しておいて下さい。□ また、資格登録された方は、「県営林素材生産事業入札参加資格者名簿」に登載します。

5. 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。 なお、当該有効期間内(翌年)に、当該資格を取得した場合は、翌年の3月31日までの1年間とする。

6. 申請書記載事項の変更届について

登録を受けた法人は、次表「変更事項」欄に掲げる事項に変更があったときには、「資格審査申請書記載事項変更届」(様式第5号)に同表「添付を要する書類」欄に掲げる書類を添付のうえ、遅滞なく届出を行って下さい。

変更事項	添付を要する書類	
商号又は名称、営業所の所在地	登記事項証明書(申請日前3月以内発行の <u>原本</u>)	
代表者の氏名	登記事項証明書(申請日前3月以内発行の <u>原本</u>)	
林業労働者の氏名又は人数	 ・林業労働者名簿(様式第3号) ・林業労働者の社会保険等加入状況及び雇用関係が証明できるものの写し(該当する場合のみ) ・林業労働者の業務上の資格証明等の写し。ただし、実務経験証明書(第4号様式)は原本(該当する場合のみ) 	

7. 入札参加資格の取消しについて

登録を受けられた方が、登録後に次に掲げる事項に該当したときは、資格の認定を取り消しますのでご注意ください。

- (1)特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2)虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であることが判明したとき。

8. 問合せ先

大分県農林水産部 森林整備室 県営林管理班

TEL (097) -506 - 3885 FAX (097) -506 - 1766

※申請手続等に関する問い合わせはFAXにてお願いいたします。